

令和3年度

# 事業概要

交通局

# 目 次

I	交通局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和3年度 主要事業	5

## 交通局の概要

1. 局長 城南 雅一
2. 局の職員数 991人（令和3年4月20日現在）
3. 令和3年度予算の概要

### （1）自動車事業会計 予算

#### ①収益的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 自動車事業収益	10,476,887	1 自動車事業費	11,484,774
収入合計	10,476,887	支出合計	11,484,774

当年度純損益（税抜）：△1,016,242千円

#### ②資本的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	546,735	1 資本的支出	679,934
収入合計	546,735	支出合計	679,934

(参考) 累積資金不足額：1,717,696千円

資金不足比率：19.6%

### （2）高速鉄道事業会計 予算

#### ①収益的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 高速鉄道事業収益	23,877,991	1 高速鉄道事業費	26,878,245
収入合計	23,877,991	支出合計	26,878,245

当年度純損益（税抜）：△4,142,097千円

## ②資本的收入及び支出

(単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的收入	20,352,977	1 資本の支出	28,985,851
収入合計	20,352,977	支出合計	28,985,851

(参考)累積資金余剰額：7,501,562 千円

# 交通局

<p><b>経営企画課</b></p> <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。(人事に関する事を除く。)</p> <p>(2)例規の制定、改廃、編さん及び保存に関する事。</p> <p>(3)経理契約に関する事。</p> <p>(4)出納事務に関する事。</p> <p>(5)公印の管守に関する事。</p> <p>(6)財政計画及び資金計画に関する事。</p> <p>(7)予算、決算に関する事。</p> <p>(8)交通事業基金に関する事。</p> <p>(9)局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関する事。</p> <p>(10)事業の経営改善に関する事。</p> <p>(11)交通事業審議会に関する事。</p> <p>(12)乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関する事。</p> <p>(13)交通情報システムの計画・調整、運用、分析に関する事。</p>	<p>(3)自動車車両の新車購入業務及び安全対策処理対応業務に関する事。</p> <p>(4)自動車車両の部品の製作及び修理に関する事。</p> <p>(5)主務官庁への文書の作成、進達及び車両購入等における国庫補助申請に関する事。</p> <p>(6)自動車車両整備施設の整備、改良、保守管理に関する事。</p>
<p><b>職員課</b></p> <p>(1)職員の人事に関する事。</p> <p>(2)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関する事。</p> <p>(3)労働組合に関する事。</p> <p>(4)労働条件の調整及び労働事情の調査に関する事。</p> <p>(5)職員の給与の支給に関する事。</p> <p>(6)被服貸与に関する事。</p> <p>(7)研修所の管理及び運営に関する事。</p> <p>(8)研修の企画、調査及び実施に関する事。</p>	<p><b>営業所（1）</b></p> <p>(1)配属車両の配操車及び運行管理に関する事。</p> <p>(2)お客様サービスに関する事。</p> <p>(3)所属職員の勤務割当、服務指導及び業務指導に関する事。</p> <p>(4)定期券を除く乗車券類（整理券を含む。）の発売、整理、保管及び処分に関する事。</p> <p>(5)乗車料金等の収入に関する事。</p> <p>(6)手許保管金及び両替・通報用現金の出納整理に関する事。</p> <p>(7)設備及び備品等の軽微な補修に関する事。</p> <p>(8)路線の軽微な維持整備及び安全対策に関する事。</p> <p>(9)停留所施設及びバスターミナル施設の管理に関する事。</p> <p>(10)走行環境の改善に関する関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(11)事業上生じた事故の処理（他の所管に属するものを除く）に関する事。</p> <p>[石屋川・中央・垂水]</p>
<p><b>営業推進課</b></p> <p>(1)運輸収入、営業統計及び営業案内に関する事。</p> <p>(2)定期券発売及び遺留品に関する事。</p> <p>(3)自動車事業の乗車券及び乗車料金等の収入（営業所の取扱い分を含む。）に関する事。</p> <p>(4)乗客増対策及び収益力の向上に関する事。</p> <p>(5)KOBE カード協議会に関する事。</p> <p>(6)広告及び事業用宣伝に関する事。</p> <p>(7)附帯事業の調整及び実施に関する事。</p> <p>(8)既設テナントビル等に係る事務に関する事。</p> <p>(9)不動産の取得、借入、管理、処分（事業の用に供されているものの管理を除く。）に関する事。</p>	<p><b>高速鉄道部</b></p>
<p><b>自動車部</b></p>	<p><b>地下鉄運輸サービス課</b></p>
<p><b>市バス運輸サービス課</b></p> <p>(1)自動車の運転計画に関する事。</p> <p>(2)自動車事業の事業計画の策定に関する事。</p> <p>(3)バスターミナル整備に関する計画及び調整、停留所施設の設置等に関する事。</p> <p>(4)営業所の運営に係る総括調整に関する事。</p> <p>(5)お客様サービスの向上及び自動車職員のマナーの向上に関する事。</p> <p>(6)自動車職員の服務指導及び業務指導の基本に関する事。</p> <p>(7)安全運転の指導及び運転事故の防止対策に関する事。</p> <p>(8)事業上生じた事故の処理及び損害賠償に関する事。</p> <p>(9)市バス営業所管理の委託に関する評価委員会に関する事。</p>	<p>(1)高速鉄道に係る総括調整に関する事</p> <p>(2)高速鉄道の事故防止の総合計画に関する事。</p> <p>(3)高速鉄道の事業上生じた事故の総合調整に関する事。</p> <p>(4)列車及び駅の巡回応援に関する事。</p> <p>(5)安全マネジメントの推進に関する事。</p>
<p><b>市バス車両課</b></p> <p>(1)自動車車両の総合整備計画、点検整備及び修理、検査に関する事。</p> <p>(2)魚崎、中央南、松原、落合、清水が丘、西神各委託営業所車庫の整備関係業務の管理・検収に関する事。</p>	<p><b>施設課</b></p> <p>(1)高速鉄道事業に係る計画、調査、協議、沿道被害の補償に関する事。</p> <p>(2)高速鉄道土木施設、建築施設及び設備（他の所管に属するものを除く。）の保守、調査、計画、設計及び工事に関する事。</p> <p>(3)(2)を除く建築施設、建築付帯設備の営繕工事及び土木工事に関する事。</p>
	<p><b>電気システム課</b></p> <p>(1)高速鉄道の運行に係る電気施設（信号保安、通信設備、電力線路設備、変電設備）に関する調査、設計、工事及び関係法手続きに関する事。</p>
	<p><b>地下鉄車両課</b></p> <p>(1)高速鉄道の車両の調査、計画及び設計に関する事。</p> <p>(2)高速鉄道の車両の保守管理に関する事。</p> <p>(3)高速鉄道の車両保守に係る総合計画に関する事。</p> <p>(4)高速鉄道の車両検修施設の工事に関する事。</p> <p>(5)高速鉄道の検車設備の保守管理に関する事。</p> <p>(6)高速鉄道の車庫構内施設の保安管理に関する事。</p> <p>(7)高速鉄道の車庫構内運転に関する事。</p>
	<p><b>運転統括所（1）</b></p> <p>&lt;鉄道運行係&gt;</p> <p>(1)所の運営管理に係る総括調整に関する事</p> <p>(2)高速鉄道の運転計画・運行管理計画に関する事。</p> <p>(3)他鉄道との相互直通運輸計画調整に関する事。</p> <p>(4)業務ビル（名谷、荻藻）の管理に関する事。</p>

## 交通局

### <運転指令区> (2)

- (1) 高速鉄道の運行管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の運転指令に関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関する事。

### <乗務区> (2)

- (1) 高速鉄道の列車又は車両の運転に関する事。
- (2) 高速鉄道の車内乗客の接遇及び取扱いに関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関する事。
- (4) 高速鉄道の車内の遺留品に関する事。
- (5) 高速鉄道の運転事故の現場処理(当初対応)に関する事。
- (6) 高速鉄道の列車又は車両の管理(ただし、運転中に限る。)に関する事。

### 駅務統括所 (1)

#### <お客さまサービス係>

- (1) 所の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2) お客様サービスの向上に関する事。
- (3) 乗車券及び乗車料金等の収入に関する事。
- (4) 駅業務管理の委託に関する事。

#### <管区> (2)

- (1) 高速鉄道の駅構内(留置車両を含む。)の管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の乗車券の発売及び整理並びに乗車料金の収入に関する事。
- (3) 高速鉄道の乗客の接遇及び取扱い(他の所管に属するものを除く。)に関する事。
- (4) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関する事。
- (5) 高速鉄道の駅構内の遺留品に関する事。
- (6) 高速鉄道の事業上で生じた事故(当初対応)に関する事。
- (7) 代替輸送の手配に関する事。

[三宮・名谷・西神中央・海岸線]

# 令和3年度主要事業

## 1. 安全・安心・信頼の確保

- ・平成31年4月21日に起こした市バス重大事故を絶対に忘れず、最高の安全確保に向け総力をあげて取り組み、安全で安心な運行を徹底する。

### 《安全運行の徹底／安全運行を支える基盤の構築》

#### (1) 再発防止に向けた研修・取り組み

重大事故を過去のものとして風化させないため、毎年4月16日～5月15日を「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」に設定し、“4月21日を忘れない”取り組みを引き続き実施する。

また、各営業所の過去の事故事例から事故の特徴や危険箇所を共有する事故防止研究会を継続実施するほか、他事業者のヒヤリハット事例の活用や外部の知見も活用した、安全確保に向けた研修を行う。

再発防止のための市バス運転士に対する取り組み（ソフト面）並びに市バス車両に関する取り組み（ハード面）をあわせて進めていくとともに、安全報告書に具体的に記載しホームページで公表することで、市民やお客様に対して「見える化」を図る。

#### (2) ドライブレコーダーの更新に合わせた安全運行に対する評価の実施

現在、ドライブレコーダーの順次更新を行っており、令和3年度は75台の更新を行う。

ドライブレコーダーに搭載されている運転評価機能（デジタルタコグラフ）を使用した各市バス運転士の詳細な運転操作の把握と管理職等による添乗調査によって、安全運行に対する評価を実施する。

#### (3) 新型車両の導入

西神・山手線の車両全編成の更新を行う。既に契約済みの28編成については令和4年度まで順次導入し、令和3年度は7編成を導入する。合わせて、旧北神車両についても1編成更新するほか、より効率的な運行体制や今後のホームドア設置にあわせて一部ダイヤ改正の検討を進める。

#### (4) 西神・山手・北神線ホームドアの設置

駅ホームからの転落や車両との接触事故を防止するため接触事故の防止に有効なホームドアを、西神・山手・北神線全駅に令和5年度末までに設置する。令和3年度は、新長田駅・西神中央駅・名谷駅・新神戸駅への設置を進める。

#### (5) 西神・山手線駅施設の老朽化対策

西神・山手線は、開業より40年以上経過し、駅施設の老朽化が進んでいるため、順次改修を行っていく。令和3年度については、新長田駅の実施設設計および工事に着手するとともに、板宿駅の設計業務を行う。

## (6) 地下鉄駅施設のユニバーサル対応の推進

ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めていく。令和3年度は、湊川公園駅西口エレベーター設置工事を行うほか、現在のバリアフリー基準に適合したエレベーター改修（上沢駅・新神戸駅）を行う。

## (7) 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施

お客様に安心して市バス・地下鉄をご利用いただくために市バス・地下鉄の全車両に抗菌・抗ウイルス加工を実施している。また、駅施設・車内の定期的な消毒のほか換気対策（換気装置による他、窓を開けての換気を実施）や駅構内等における感染症防止策の啓発放送を引き続き実施する。

## 2. 快適で質の高いサービスの提供

- ・より快適で、より使いやすい市バス・地下鉄とするため乗り場やダイヤの「わかりにくさ」を解消するなど、すべての人にとって、よりわかりやすく、使いやすいサービスを提供する。

### 《快適なサービスの提供／「わかりやすさ・使いやすさ」の提供・追求》

#### (1) 市バスポイントサービスの開始

令和3年4月から市バスにおける乗車ポイントサービスを開始した。ポイントサービスは山陽バスとの共通サービスとして実施し、ご利用額に応じたポイントは市バス・山陽バスの乗車時にご利用いただける制度として運用する。制度開始にあたり、広報こうべや車内広告などにより市バス利用者への周知に努めていく。

また、ポイントサービスの開始にあわせ、市バス専用カード・市バス昼間専用カード・市バス磁気定期券については順次、発売を終了する。

#### 【制度概要】

- 対象 IC カード：ICOCA 等
- 対象バス路線：市バス（普通区・近郊区・共用区）、山陽バス（高速バス除く）、神戸交通振興（神戸山麓線・山手線）
- ポイント付与：毎月の利用額に応じて翌月15日に付与
  - ・普通ポイント：2,100円/月未満 5%      2,100円/月以上 10%
  - ・昼間ポイント（降車時刻が9:30～16:00）  
: 2,100円/月未満 15%      2,100円/月以上 30%
- ポイント有効期限：付与後1年間（12か月後の月末に失効）



## (2) ポイントサービスなどを活用した新たなサービスの検討

より使いやすいサービス提供を目指し、この度開始するポイントサービスを活用した新たなサービスの検討を行う。また、地下鉄におけるポイントサービスやスマートフォンの活用による定期券や乗車券のデジタル化など新たな施策の検討を進める。

## (3) 定期券購入の利便性向上

定期券購入の利便性向上と定期券購入時の混雑緩和を図るため、市東部地域に自動定期券発売機を設置する。

## (4) お客様サービス・マナーの向上

市バスではお客様からのご意見やご要望のデータ分析をもとに個別指導を強化していくとともに、優良市バス運転士による添乗研修を実施する。また、ご意見の実態を市バス各営業所間で情報共有し対応を協議検討する。そのほか、自動車運転士ハンドブックの更新や外部講師による接客研修、定期教育訓練におけるマナー研修を行う。

地下鉄では、市バス同様にお客様からのご意見等を逐次共有して改善に生かすとともに、外部講師による接客研修、定期教育訓練におけるマナー研修を引き続き実施し、市バス・地下鉄とも一層のサービス・マナー向上を図る。

## (5) 地下鉄駅出入口への大型サイン（ロゴマーク）設置

地下鉄駅の地上出入口に、デザイン性にも配慮した共通デザインの大型サインを設置することで、駅の出入口をわかりやすくし、利便性の向上を図る。令和3年度に、デザインの設計及び一部モデル駅での設置工事を行い、令和4年度までに全駅に設置完了する。

## (6) バス停の位置情報オープンデータ化

利用者が地図アプリや検索・案内アプリ等でバス停の位置を正確に把握出来るように必要な位置情報のオープンデータ化を進める。

## 3. 「市民の足」の確保

- ・「市民の足」としての役割を積極的に果たし、神戸のひとの暮らしとまちの発展を支えていくとともに、お客様の声を貴重な経営資源と捉え、もっと乗っていただけ、必要としていただける公営交通をめざす。

### 《「市民の足」の確保・維持／もっと乗っていただける公営交通の実現》

#### (1) 市バス IC カード 2 タッチ化による乗降データの活用

令和3年3月より市バス IC カード 2 タッチ化を開始した。バスダイヤ 1 便ごとの乗降データの取得が可能となるため、ご利用実態がよりの確に把握しやすくなることから乗降データを有効に活用したバス路線・ダイヤ編成に向けての検討を行う。

## (2) 「データに基づく持続可能な路線バス網の構築に関する考え方」の策定

市バス IC カード 2 タッチ化により得られた客観的データ等移動需要を継続的に把握するとともに、移動需要に応じたバス路線を設定していくための「基本的な考え方」を策定する。適切な路線バスの設定、路線バスと小規模な交通手段との役割分担を図ることにより、きめ細やかで持続可能な交通環境の形成をめざす。

## (3) お客様の意見の積極的な収集について

交通局ホームページのお問合せフォームにアクセスできる「QR コード」のステッカーを市バス主要停留所に掲出し、積極的に意見や要望を募る。いただいた意見や要望を貴重な資源として活用しサービスの充実を図る。

## (4) 摩耶山（まやビューライン）・六甲山（六甲ケーブル）等への輸送力強化

平成 30 年度から運行してきた六甲・摩耶急行バスを、三宮から摩耶ビューライン、JR 六甲道及び阪急六甲から六甲ケーブル下への急行バスに再編する。また、JR 六甲道からの急行便は、神大国際文化科学研究科前に停車することにより、神戸大学へのアクセスの利便性向上を図る。

### 【令和 2 年度まで】

系統	運行区間	内 容	備考
六甲・摩耶急行バス	三宮駅ターミナル前～地下鉄三宮駅前～新神戸駅前～摩耶ケーブル下～六甲ケーブル下	摩耶山・六甲山に行く観光客の利便性の向上のため、市街地から摩耶ケーブル下、六甲ケーブル下へ直通で行く路線を運行した。 平土休：往路 6 本、復路 6 本	令和 2 年 4 月 24 日～11 月 30 日

### 【令和 3 年度】

系統	運行区間	内 容	備考
18 系統急行便	三宮駅ターミナル前～地下鉄三宮駅前～新神戸駅前～摩耶ケーブル下	三宮から摩耶ケーブル下までの急行バスをまやビューラインの運行に合わせて運行し、摩耶山への観光客のアクセスの利便性向上を図る。 月水木：往路 3 本、復路 2 本 金土休：往路 7 本、復路 4 本 ※火曜日はまやビューラインが運休のため運休 ※まやビューラインの夏季ダイヤ期間（7 月 20 日から 8 月 31 日）は火曜日も運行	令和 3 年 4 月 1 日～11 月 30 日
106 系統急行便	JR 六甲道～神大国際文化科学研究科前～六甲ケーブル下	JR 六甲道、阪急六甲から神大国際文化科学研究科前、六甲ケーブル下への急行バスを運行し、六甲山及び神戸大学へのアクセスの利便性向上を図る。 平土休：往路 18 本、復路 18 本	

## 4. 神戸のまちづくりへの貢献

- ・神戸の公共交通ネットワークの中心的存在である交通局がリーダーシップを発揮し、市民の移動を公共交通全体で支えていくとともに、神戸市が目指す将来像に向けた施策との連携により、まちづくりや都市経営に貢献する。

### 《公営交通としてまちづくりに貢献／市バス・地下鉄の連携、シームレス化》

#### (1) 市バス普通区 IC 定期券の拡充

市バス普通区 IC 定期券について、普通区内の神姫バスにも乗車できるように拡充し、サービス向上を図るとともに市内公共交通サービスのシームレス化を進める。これにより、令和3年4月から運行開始した神姫バス(株)の連節バス (PortLoop) にも乗車可能となるほか、神戸交通振興(株)が運行するシティー・ループを期間限定の割引運賃 100 円で乗車できるように拡充し、市バス普通区定期券の付加価値と市民サービスの向上を図る。

#### (2) 西神・山手線拠点駅（名谷・新長田・三宮・西神中央）のリノベーション

##### ①名谷駅ビルのリニューアル及び拡充（駅ビル北館の新設）

「リノベーション・神戸」の一環として、名谷駅ビルの改修と駅の北側に駅ビル北館を新設し、あわせて、テナント再編等による利便施設の拡充に取り組む。令和3年度は基本設計・実施設計と、北館建設工事に着手する。令和5年度に北館オープンの後、駅ビル本体のリニューアル工事に着工し、令和6年度の全体リニューアル完成を予定している。

##### ②新長田駅リニューアル

拠点駅の魅力アップの観点からデザイン性を重視したリニューアル案として『「緑と光」～風に揺れる木々のゆらぎや光を抽象化した未来的な駅空間～』を市民の声を取り入れた上で決定した。令和3年度は実施設計と工事に着手し、令和5年度の完成を目指す。

##### ③三宮駅東コンコースリニューアル

都心三宮再整備事業および「さんちか」のリニューアルに合わせて、西神・山手線三宮駅東コンコースの内装（床・壁・天井等）のリニューアル（令和3年度に設計着手、令和5年度完成予定）を行い、都心三宮の拠点駅の魅力向上を図る。

##### ④西神中央駅百貨店ビルの全館オープン・駅スタンドグラス改修

西神中央駅百貨店ビル（旧そごう西神店）について、令和2年12月に1階及び5階の一部を西神中央駅ショッピングセンターとして臨時開業した。今後、一部設備の改修を行い、令和3年11月の全館オープンを目指す。あわせて隣接する西神中央駅立体駐車場のトイレ設備を改修する。

また、「リノベーション・神戸」の一環として、地域の玄関口である西神中央駅の東西出入口に取り付けられているスタンドグラスの改修を行う。

### (3) 海岸線の集客増対策や地域活性化への貢献

海岸線開業 20 周年を迎えることから、記念グッズの販売や 2020 年生まれの赤ちゃんの手形をアート作品として海岸線の駅に設置する。

また、海岸線全駅へストリートピアノを設置するとともに、こべっこランドの移転を契機にイベントや駅舎内の装飾等を行い、子どもに親しんでもらえるように和田岬駅のイメージアップを図る。そのほか、沿線地域の元気や魅力を駅の広告媒体やウェブを通じて発信し、地域活性化に貢献する。

### (4) 北神地域の地域活性化への貢献

令和 2 年 6 月 1 日からの北神線市営化により大幅な運賃低減が図られていることに加え、さらなる北神地域の地域活性化に貢献するため、市営化を契機に新たに発売し、好評を得た「有馬グルメ&湯けむりチケット」を継続して販売するなど、神戸電鉄との連携を一層深めていく。また、北神地域の拠点となる谷上駅へのアクセスの充実として令和 2 年 11 月に拡充した市バス 62 系統を引き続き運行するなど、地域活性化に貢献する。

### (5) 神戸の魅力発信と乗客増の取り組み

北神エリアの魅力等、神戸の持つ魅力を発信するポスターを近畿圏の他の交通事業者の駅や車内に掲示するなど、交通局が持つネットワークを活用し、神戸の持つ魅力の市外での発信に努めるほか、神戸市域への集客を図ることで市営交通の乗客増を目指す。

## 5. 安定的な経営基盤の確立

- ・職員一人ひとりが、公営交通の役割を理解し、圧倒的当事者意識を持って主体的に行動するとともに、めざすべき目標を共有しながら実行するべく組織力を強化する。また、交通サービスを持続的に提供し続けていくために必要な経営基盤を構築するとともに、計画の進捗状況の評価・検証、進行管理を徹底し確実な実行をはかる。

### 《次世代を支える人材の確保・育成／安定的な経営を支える基盤の構築》

#### (1) 乗客増加対策の推進

民間事業者と連携した利便性向上策など、新たな乗客増加対策を検討・実施するとともに、引き続き、沿線地域の企業や店舗と連携したイベントの実施など乗客増加対策を実施・検討する。

- ・市バス普通区 IC 定期券の利用拡大（再掲）
- ・IC カードの活用等による都心エリアの回遊性向上策の検討
- ・地下鉄におけるポイントサービス制度の検討（再掲）
- ・新港町周辺地域の通勤需要等に対応するための直行便の新設（再掲）
- ・摩耶山・六甲山等への輸送力強化のための急行バスの運行（再掲）
- ・スタンプラリーや謎解き等沿線地域への周遊性を持たせたイベントの開催
- ・映画やドラマ等とタイアップした SNS キャンペーン 等

## (2) デジタルサイネージの設置拡充

広告料収入拡大に向け、乗客数の多い三宮駅で、新たに改札前に大型サイネージ、ホーム階に柱サイネージの設置を行い、デジタル広告媒体の拡充と価値の向上を図る。

## (3) 市バス営業所の管理委託の継続

市バス事業における経営改善策として営業所の管理委託を継続する。

令和3年度をもって現在の委託契約期間を満了する魚崎営業所、松原営業所、落合営業所、西神営業所については、令和4年度から令和8年度までの5年間を契約期間とする提案競技を実施し、受託事業者を改めて選定する。

(スケジュール)

- ・募集要項の配布 令和3年2月8日
- ・応募提案書類の受付 令和3年3月下旬
- ・受託候補者の選定 令和3年5月以降
- ・近畿運輸局への許可申請 令和4年1月頃
- ・選定事業者による業務開始 令和4年4月1日

(現在の委託状況)

委託営業所	受託事業者	期間
魚崎営業所	神戸交通振興(株)	平成29年度～令和3年度
中央南営業所	神姫バス(株)	平成30年度～令和4年度
松原営業所	阪急バス(株)	平成29年度～令和3年度
落合営業所	神姫バス(株)	平成29年度～令和3年度
西神営業所	〃	平成29年度～令和3年度
清水が丘営業所	山陽バス(株)	令和2年度～令和6年度

## (4) 新型コロナウイルス感染症拡大によるご利用状況に応じた減便の実施

市バスでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うライフスタイルの変化により、利用者が減少傾向にあることから、令和3年度は「密」になることのないように最大限注意を払いながら、平日における1日あたりの総運行本数が200本を超える主要路線において、昼間から夜間帯の運行ダイヤの一部減便を行う。

また、今後の新型コロナウイルス感染症拡大による影響が不透明なことから、今後ともお客様の利用動向等を注視するとともに、ご利用状況に応じた運行ダイヤの見直し等について、令和4年度実施に向けて検討を行う。

市営地下鉄については、今後のホームドア設置にあわせてご利用状況も踏まえたダイヤ改正について検討する。

系統	運行区間	内 容	備考
2系統	阪急六甲～青谷～布引～ 地下鉄三宮駅前～三宮神 社（元町1丁目）	平土休日とも往路10本、復路10本減便 平日：往路182本 → 172本 復路184本 → 174本	令和3年 4月1日 実施
7系統	市民福祉交流センター前 ～三宮駅前～平野～新開 地～神戸駅前	平土休日とも往路8本、復路8本減便 平日：往路113本 → 105本 復路113本 → 105本	
16系統	阪神御影～JR 六甲道～阪 急六甲～六甲ケーブル下	平土休日とも往路10本、復路8本減便 平日：往路144本 → 134本 復路147本 → 139本	
64系統	三宮駅ターミナル前（三宮 駅前）～新神戸駅前～箕谷 駅前～神戸北町	平土休日とも往路8本、復路3本減便 平日：往路122本 → 114本 復路131本 → 128本	
92系統	石屋川車庫前～水道筋3丁 目～三宮センター街東口 ～三宮神社（元町1丁目）	平土休日とも往路9本、復路9本減便 平日：往路108本 → 99本 復路108本 → 99本	

#### （5）経営情報の発信とご利用状況の見える化

新型コロナウイルス感染症拡大によってご利用人数が大幅に減少しているため、より市バス・地下鉄を利用いただくため、情報発信を充実させる。具体的には、経営状況や路線ごとの収支状況・ご利用状況など交通局の現状をより分かりやすく、市民・利用者にお伝えし、理解いただくための経営情報の「見える化」を行う。その際には利用者に対して、分かりやすい情報開示の方法について検討する。

#### （6）経営計画の推進

経営計画に掲げた目標や取り組み事項について、その進捗状況を常に評価・検証を繰り返すとともに、複数のプロジェクトチームを立ち上げることによって、進行管理を徹底し、着実な実行を図る。